

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 大曲レインボーハイツ】

(1) 利用料金表

	1日あたりの利用単価				1日の利用料金の合計 (処遇改善加算は含まれて おりません)
	介護保険分		自費分		
	介護報酬 基本単価	日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	食費	居住費	
要介護1	682円	46円	1,445円 朝食 395円 昼食 525円 夕食 525円	ユニット型 個室 2,066円	4,239円
要介護2	753円				4,310円
要介護3	828円				4,385円
要介護4	901円				4,458円
要介護5	971円				4,528円

※多床室（2人～4人部屋はありません）

(2) 加算料金表

	1日あたりの利用単価
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（※1）	14.0%
初期加算（※2）	30円
若年性認知症入所者受入加算（※3）	120円

※1 ご利用される全ての方が加算の対象となり、1ヶ月内の介護保険分の合計利用料金に14.0%が加算されます。

※2 入所当日からの30日間が加算の対象となります。また、病院等へ30日間を超えて入院した場合、退院してからの30日間も加算の対象となります。

※3 対象となる方のみ、満65歳の誕生日前々日まで加算されます。

	1食あたりの利用単価
療養食加算	6円

医師からの処方箋に基づく糖尿病食などの療養食事を提供した場合が加算の対象となり、1日3回を限度に算定されます。

	1日あたりの利用単価
外泊費用（※4）	246円
外泊時在宅サービス利用費用（※5）	560円

※4 6日以内の入院又は外泊をされた場合が加算の対象となり、1ヶ月に6日を限度として加算されます。

※5 ご利用者が、ご自宅等居宅に外泊をされ、大曲レインボーハイツにより提供される在宅サービスを利用した場合が対象となります。

※4と※5は、どちらかの算定となり、併せて請求されることはありません。

	1ヶ月あたりの利用単価
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）（※6）	50円

※6 次の①、②を満たす場合、加算されます。

① 入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報や、疾病の状況、服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出していること。

② 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、①の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

	1ヶ月あたりの利用単価
ADL維持等加算（Ⅰ）（※7）	30円
ADL維持等加算（Ⅱ）（※8）	60円

※7 次の①～③を満たす場合、加算されます。

①評価対象者の数が10人以上であること

②評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月においてと、当該月の翌月から起算して6月目において、ADLを評価し、ADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。

③評価対象者のADL利得の平均値が1以上であること。

※8 ※7の③の要件に代わり、次の④を満たす場合、加算されます。

④評価対象者のADL利得の平均値が3以上であること。

※7と※8は、どちらかの算定となり、併せて請求されることはありません。

	1ヶ月あたりの利用単価
口腔衛生管理加算（Ⅱ）（※9）	110円

※9 次の①～⑥を満たす場合、加算されます。

- ① 歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていること。
- ② 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ③ 歯科衛生士が、入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行っていること。
- ④ 歯科衛生士が、入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に対応していること。
- ⑤ 口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点、歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて介護職員への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録が作成され保管されていること。
- ⑥ 歯科衛生士が、介護職員から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行っている。
- ⑦ 入所者ごとの口腔衛生等の管理に係る情報を厚生労働省に提出していること。
- ⑧ 口腔衛生の管理の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用していること。

	1ヶ月あたりの利用単価
排せつ支援加算（Ⅰ）（※10）	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）（※11）	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）（※12）	20円

排せつに介護を有するご利用者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した方に対して、次の要件のとおり支援を行った場合、加算されます。なお、排せつ支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ）はいずれかの算定となり、併せて請求されることはありません。

※10 ① 排せつに介護を要する利用者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価をするとともに、少なくとも6月に1回評価を行う。その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報等を活用する。

- ② ①の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる方について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施する。

③ ①の評価に基づき、少なくとも3月に1回利用者等ごとに支援計画を見直す。

※11 ※10に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、またはおむつ使用有りから使用無しに改善している。

※12 ※10に加え、次の要件を満たす場合、こちらの加算となります。

施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないかつ、おむつ使用有りから使用無しに改善している。

	1日あたりの利用単価
新興感染症施設療養費（※13）	240円

※13 入所者が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを提供した場合加算算定されます。

	退所1回あたりの利用単価
退所前訪問相談援助加算（※14）	460円
退所後訪問相談援助加算（※15）	460円
退所時相談援助加算（※16）	400円
退所前連携加算（※17）	500円

※14 退所前、退所後の居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、入所中1回（または2回）を限度に加算算定されます。

※15 退所後、30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合等に、退所後1回を限度に加算算定されます。

※16 退所時、相談援助を行い、市町村等に情報提供を行った場合等に加算算定されます。

※17 退所前、居宅介護支援事業者に必要な情報提供を行った場合に加算算定されます。

	退所1回あたりの利用単価
退所時情報提供加算（※18）	250円

※18 退所時、退所後の医療機関に対して生活支援上の留意点等の必要な情報提供を行った場合に加算算定されます。

次のサービスをご利用の場合は、ご利用料金とは別に、所定の料金をいただきます。

- ・ 複写物（1枚10円）
- ・ 理髪代金
- ・ クリーニング代金
- ・ 趣味活動材料費実費
- ・ 博物館などの入館料実費
- ・ 特別なお食事、お酒やタバコ等の嗜好品に係る費用実費
- ・ 金品貴重品管理料（1ヶ月 200円）